業　務　委　託　契　約　書

印紙

１　委託業務の名称

　　及　び　場　所

２　履 行 期 間 令和　　 　年　　 月　　　 日　から

 令和　　　 年　　 月　　　 日　まで

３　 金　　　　　　　　　　　円

 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金 　　　　　　 円

 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第２８条第１項及び第２９条

並びに地方税法第７２条の８２及び第７２条の８３の規定により算出したもので、委

託料に１１０分の１０を乗じて得た額である。

４　契約保証金　 金 　　　　　　　 円とし、財務規則第124条3項3号の規定によりその

納付は免除する。なお、契約不履行の時は、免除した相当額を徴収する。

 頭書業務の委託について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

　本契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ各自１通を保有する。

 令和　　　　年　　　　月　　　　日

　　　　　　発注者　 住所　　長野県安曇野市豊科6000番地

 　 　　　　安曇野市

　　　　　　　　　　 　氏名　　市長　　太 田　 寛 　印

　　　　　　受注者 住所

　 　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（総　則）

第１条　受注者は、別冊「仕様書」に基づき、頭書の業務委託料をもって、頭書の履行期限までに、頭書の委託業務を完了しなければならない。

２　前項の「仕様書」に明記されていないものがあるときは、発注者と受注者が協議して定める。

 （権利義務の譲渡等）

第２条　受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

２　発注者は、この契約の成果品を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができる。

 （再委託等の禁止）

第３条　受注者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

２　前項ただし書の規定による場合において、受注者は、再委託先に対し監督責任を負うものとし、再委託先について、本契約に定める受注者の義務と同様の義務を遵守させなければならない。

３　受注者は、再委託先による業務の履行について、自らこれを履行する場合と同様の責任を負うものとし、再委託先が前項に規定する義務に違反したときは、当該義務違反は受注者の違反とみなして、その一切の責任を負うものとする。

 （材料の引渡し及び損害）

第４条　発注者から受注者へ、この契約の履行にあたり材料を引渡すときは、発注者と受注者立会いのうえ行うものとする。

２ 受注者は、発注者から引渡しを受けた材料を、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

３ 受注者は、自己の故意又は過失により、発注者から引渡しを受けた材料を滅失若しくはき損し、又は返還が不可能となったときは、損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償額は、発注者と受注者協議して定める。

４ 天災その他の不可抗力によって材料が滅失若しくはき損したときは、受注者は、その事実を遅滞なく書面により発注者に通知しなければならない。この場合、発注者は直ちに受注者の管理体制について調査を行わなければならない。

５ 前項の調査の結果、受注者が、善良な管理者の注意義務を怠らなかったと認めたときは、その損害額は発注者の負担とする。

 （委託業務の調査等）

第５条　発注者は、委託業務の進捗状況を確認するため、受注者に対して書面又は口頭による報告を求めることができる。

２　発注者は、必要があると認めたときは、前項に規定する報告に基づいて、委託業務の修正の有無その他必要事項について、受注者と協議を行わなければならない。

（委託業務内容の変更等）

第６条　発注者は、必要があると認めたときは、委託業務内容の全部若しくは一部を変更し、又はその全部若しくは一部の履行を中止させることができる。

２　発注者は、前項の規定により、委託業務の内容を変更し、又はその履行を中止させた場合において、履行期間を変更し、又は委託料を増減する必要があると認めたときは、受注者と協議の上、これを定めるものとする。

（期限の延長）

第７条　受注者は、その責に帰することができない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかとなったときは、発注者に対して遅滞なく、その事由を附して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

（第三者への権利侵害）

第８条　受注者は、委託業務の履行につき第三者に損害を与えたときは、当該損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由を除き、その損害を賠償しなければならない。

２　受注者は、委託業務の履行につき第三者との間に紛争を生じさせた場合においては、直ちに発注者にその旨を通知するとともに、自己の責任と負担により当該紛争を解決するものとする。この場合において、発注者が損害を被ったときは、受注者は、当該損害を賠償する。

（検査及び引渡し）

第９条　受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく、発注者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

２　発注者は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から１０日以内に成果品について検査を行わなければならない。

３　発注者は、前項の検査の結果、成果物について本契約又は仕様書で定められた基準に適合しないこと（以下「不適合」という。）が確認されたときは、当該検査を不合格とし、受注者に対して期限を指定し、その不適合の内容に応じた再履行を請求することができる。

４　受注者は、前項の再履行を請求されたときは、遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については前各項の規定を準用する。

５　受注者は、第２項による検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく、発注者に当該成果物を引渡すものとし、成果物の所有権及び著作権は引渡しをもって受注者から発注者へ移転するものとする。

６　前項の規定による成果物の所有権移転前に、成果物が滅失又はき損したときは、受注者は、自己の責任及び負担において、改めて委託業務を完了させなければならない。ただし、成果物の滅失又はき損の発生が発注者の責めに帰すべき事由によるときは、この限りでない。

７　検査に要する費用は、受注者の負担とする。

 （委託料の支払い）

第１０条　受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して、業務委託料の支払を請求することができる。

２　発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から３０日以内に支払わなければならない。

３ 受注者は、この契約及び社会通念に照らし発注者の責に帰すべき理由により、前項の規定による契約代金の支払が遅れたときは、発注者に対し、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した額（その額に100円未満の端数があるときは、それを切り捨てた額）の遅延利息の支払いを請求することができる。

（担保責任）

第１１条　第９条第５項に規定する検査合格後、成果物に不適合があることが判明した場合、発注者は受注者に対し、期限を指定して再履行を請求し、又は不適合の程度に応じた委託料の減額を請求することができる。

２　前項の規定は、発注者の損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

３　第１項に規定する場合において、その不適合が発注者の提供した材料等の性質又は発注者の与えた指示によって生じたものであるときは、発注者は、その不適合を理由として、再履行の請求、委託料の減額請求、損害賠償の請求及び本契約の解除をすることはできない。ただし、受注者がその材料等又は指示が不適当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

４　第１項に規定する場合において、発注者がその不適合を知ったときから１年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、受注者に再履行の請求、委託料の減額の請求、損害賠償の請求及び本契約の解除をすることができない。ただし、第９条第５項の規定により成果物等を発注者に引渡したときにおいて、受注者がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（履行遅滞の場合における延滞金）

第１２条　受注者の責に帰する事由により、履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあるときは、発注者は、延滞金を附して履行期限を延長することができる。

２ 前項の損害金の額は、遅延日数１日につき、第10条第３項に定める割合で計算した額とする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第１３条　受注者が、次のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22 年法律第54 号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51 条第２項の規定により取り消された場合を含む。）

二　納付命令又は独占禁止法第７条の規定に基づく排除措置命令（次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　納付命令又は排除措置命令により、受注者に独占禁止法第３条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40 年法律第45 号）第96 条の３又は独占禁止法第89 条第１項第１号若しくは第95 条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２ 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、第10条第３項に定める割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

３　第1項の規定は、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（発注者の解除権）

第１４条　発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、事前の催告を要することなく、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

一　受注者が、期限内に契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと認めるとき

二　第９条による検査の結果、成果物の全部又は一部が不合格となり、合格すると認められる成果物の納入が極めて困難である発注者が認めたとき

三　前各号に掲げる場合のほか、受注者が契約に違反し、その違反により　成果物の納入ができないと認められるとき

四　受注者が契約の解除を申し出たとき

五　受注者が次のいずれかに該当するとき

　ア　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人の場合にはその役員又はその支店若しくは常時作業を行う事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

　イ　暴力団（暴力団員対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

　ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

　エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

　オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

　カ　再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

　キ　受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

２ 前項の規定により契約を解除した場合において既納品があるときは、発注者の所有とすることができる。この場合において、発注者は、当該成果物の委託料相当額を受注者に支払わなければならない。

３ 第１項の規定により契約が解除された場合は、受注者は、委託料の100分の10を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

４　発注者は、受注者が本契約における契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

 （受注者の解除権）

第１５条　受注者は、次のいずれかに該当する事由が生じたとき、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一　第６条第１項の規定による委託業務の中止期間が履行期間の100分の50（履行期間の100分の50が６月を超えるときは、６月）を超えたとき

ニ　発注者が本契約に違反し、当該違反により本契約の目的を達することができないと認められるとき

２　受注者は、前項の規定により本契約を解除した場合において、受注者に損害があるときは、発注者に対し、損害の賠償を請求することができる。

（秘密の保持等）

第１６条　受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

２　受注者は、成果品（業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、　書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

３　１項及び２項の規定はこの契約が終了した後についても適用する。

（個人情報の保護）

第１７条　受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取り扱いに係る特記事項」を守らなければならない。

（紛争の解決）

第１８条　この契約書の各条項において発注者と受注者協議して定めるものにつき、協議が整わない場合その他この契約に関して発注者と受注者間に紛争が生じた場合は、第三者の調停により解決するものとし、第三者については発注者と受注者とが協議の上決定するものとする。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者と受注者協議して特別の定めをしたものを除き各自これを負担する。

（暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務）

第１９条　受注者は、この契約に係る業務の遂行に当たり、暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（契約外の事項）

第２０条　この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者協議して定める。

（別記）

個人情報の取り扱いに係る特記事項

（基本的事項）

第１　受注者は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（機密の保持）

第２　受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

　（収集の制限）

第３　受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

　（目的外利用及び提供の禁止）

第４　受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

　（適正管理）

第５　受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

　（第三者への委託等の禁止）

第６　受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による業務については自らが行い、第三者に委託し、又は請け負わせてならない。

　（第三者への委託等の準用）

第７　この特記事項は、受注者が、発注者の承諾に基づき、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせるときに準用する。

　（業務従事者への周知）

第８　受注者は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

（複写又は複製の禁止）

第９　受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（資料等の返還）

第１０　受注者は、この契約による業務を処理するために、発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後直ちに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（資料等の廃棄）

第１１　受注者は、この契約による業務を処理するために、受注者自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後速やかに廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

　（調査）

第１２　発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

　（事故報告）

第１３　受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに、発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

　（指示）

第１４　発注者は、受注者が契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。